

■ シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」【9】(11月号メルマガ)
新規原子力導入国の原賠制度

11月号のQ&Aはいかがでしたでしょうか。Q&Aを振り返って、A1.に登場したマイルストーンドキュメントと原子力法ハンドブックについて詳しく解説します。またA2.に関しては新規原子力導入国の原賠制度整備状況を表にまとめました。

[マイルストーンドキュメント]

Nuclear Energy Series のガイドの一つで、原子力発電のために必要なインフラ 19 項目(注)について、原子力発電を国の将来のエネルギー計画に組み込むかを検討する予備段階から1号機の建設、運転開始までの第3段階において、どの段階までにどの程度の整備を図るかを時間軸に区切って示したものであり、導入国が予備段階から運転開始までに検討、実施すべき事項を具体的に把握することができる。

各段階の区分は次の通り。

- 【前段階】国のエネルギー計画の中で原子力を将来の選択肢の一つに検討する。
- 【第1段階(1~3年程度必要)】原子力発電の有用性、意義、取り組みに必要な遵守事項を検討し、第1段階の終了では導入に関する国の意思決定を行う。
- 【第2段階(3~7年程度)】インフラ整備を実施する。第2段階の終了は第1号機の入札開始となる。
- 【第3段階(4~6年程度)】第1号機の建設段階であり、終了は運転開始時となる。
- 【第3段階以降】安全かつ安定的・効率的な運転のため、保守点検と継続的なインフラの向上が必要となる。

原賠制度に関しても、「国の原子力に関する位置付け」、「原子力安全」および「法的な枠組み」等の項目において、必要性、原子力事業者の責任、国際条約等が記載されている。

(注) 国の原子力に関する位置付け(National position)、原子力安全(Nuclear safety)、運営管理(Management)、資金・財政(Funding and financing)、法的な枠組み(Legislative framework)、保障措置(Safeguards)、規制の枠組み(Regulatory framework)、放射線防護(Radiation protection)、送電網(Electrical grid)、人材育成(Human resource development)、ステークホルダーとの関係(Stakeholder involvement)、立地場所と関連施設(Site and

supporting facilities)、環境保護(Environmental protection)、緊急時計画(Emergency planning)、安全防護対策(Security and physical protection)、燃料サイクル(Nuclear fuel cycle)、放射性廃棄物(Radioactive waste)、産業基盤(Industrial involvement)、調達(Procurement)の19項目。

[原子力法ハンドブック]

このハンドブックの目的は、原子力エネルギーによる経済的、社会的な恩恵を得るために、導入国が適切な法制度を策定することを手助けすることを目的としている。

原子力は人命、健康、環境への特別なリスクを潜在している一方で医療、農業、発電、産業など広範な分野における多大な利益を約束している。

原子力に対する法制は、一般法制の一部に当たるものであり、多くの国では一般法体系に組み込まれている。

原子力法の主な目的は、原子力エネルギーおよび放射線の利用に関わる事業に対して法制度を定めることにより、人、財産、環境を適切に守るようになることである。

原子力法の基本的原則として、原子力安全(safety)、安全防護(security)、責任所在(responsibility)、許認可(permission)、規制当局による継続的な監理(continuous control)、損害賠償(compensation)、持続可能な発展(sustainable development)、国際的な責務の遵守(compliance)、規制当局の独立性(independence)、透明性(transparency)、国際協力(international co-operation)が挙げられている。

11章原子力損害賠償責任(Nuclear Liability and Coverage)では、原賠制度の必要性、国際条約を始めとして、文言の定義(原子力施設、原子力事故、原子力損害、相当因果関係など)、厳格責任、責任集中、免責事項、責任額の限度、除斥期間、賠償措置と補償制度、被害者への公平な賠償、裁判管轄権、輸送に関する賠償責任などについて記載している。

新規原子力導入国の原賠制度整備状況

(2009年11月現在で原産協会が把握している限りにおいて作成)

国名		日本	ベトナム	インドネシア	カザフスタン	UAE	モンゴル
原子力について定める法律		原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、他	原子力法 (No.18/2008/QH12)	原子力法 (法律1997年第10号)	原子力利用法 (カザフスタン共和国法93号-I)	原子力の平和利用に関する法律 (連邦法2009年第6号)	原子力法
原賠制度を定める法律		原子力損害の賠償に関する法律、原子力損害賠償補償契約に関する法律	原子力法 第10章 「緊急時対応と原子力賠償」	原子力法 VII章 28-40条 「原子力損害の責任」	原子力利用法 3章18条2項、5章21条、6章24条1～3項	未制定 (白書「原子力平和利用の評価と開発可能性に関するアラブ首長国連邦の政策」制度導入が宣言されている)	(原賠制度の有無は不明)
原賠制度	厳格責任	○	○	○	○	(○)	-
	事業者責任						
	責任集中	○	○	○	○	(○)	-
	責任限度	無限	1億5千万SDR	9000億ルピー以上 大統領令により定める	規定なし	(○)	-
	賠償措置						
	有・無	有	有	有	有	(○)	-
	措置額	600億円 2010年より1200億円	1億5千万SDR	9000億ルピー以上	具体的な金額はなし	未定	-
政府補償・援助	有	規定なし (基金制度あり)	規定なし	規定なし	未定	-	
免責事項	異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じた損害の場合	戦争、テロ、国家技術基準の要求する安全設計の限界を超えた自然災害等の結果による損害	国際武力紛争または国内武力紛争、もしくは監督機関が定める安全性限界を超える重大な天災に直接起因する原子力事故によって生じた損害	規定なし	未定	-	

以上